

第1号様式(第9条関係)

条例見直し調書

作成年度	平成27年度	次回見直し予定	平成32年度
------	--------	---------	--------

条例名	神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例		
条例番号	平成16年神奈川県条例第65号	法規集	第4編第1章第6節
所管室課	安全防災局安全防災部くらし安全交通課		
条例の概要	神奈川県のある区域における犯罪の防止等に関し、県、県民及び事業者の責務、犯罪の発生を減らすための取組み(以下「安全・安心まちづくり」という。)を推進するための施策など、必要な事項を定めている。		
検討	視点	検討内容	備考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	犯罪の発生する機会を減らし、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けた取組みの必要性は、引き続き高いものとなっている。 本条例は、県、県民、事業者等が連携し、相互に協力して、安全・安心まちづくりを進めるために必要な事項を定めており、現在も必要な条例である。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決で)	安全・安心まちづくりに関する施策を総合的に推進することにより、県民、事業者等の安全・安心まちづくりについての理解が深まるとともに、その取組みが促進されるなど、有効に機能しており、この間、県内の刑法犯認知件数は、減少傾向で推移している。	
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	本条例において、安全・安心まちづくりのために必要な事項を規定することにより、行政による多岐にわたる施策や多くの県民による防犯活動の取組みの促進が図られており、効率的である。	
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	本条例は、犯罪の発生を防ぎ、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すものであり、「かながわグランドデザイン基本構想」に掲げる「犯罪や事故のない安全な地域社会づくり」に適合している。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	本条例が規定する県民及び事業者の責務や施設管理者等に対する努力義務に関する規定の内容は、条例の目的に照らして合理的なものであり、かつ憲法、法令に抵触しない内容である。	
その他			
見直し結果	1	改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理由等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。
	2	改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。	
	3	改正を検討する。運用の改善等の必要はない。	
	4	改正及び運用の改善等を検討する。	
	5	廃止を検討する。	

